

## 第21期 第30回 農業委員会総会議事録

藤里町農業委員会

### 1. 召集及び開催月日

召集月日 平成25年10月1日  
開催月日 平成25年10月7日

### 2. 開催及び時刻

開催場所 藤里町役場議場  
開催時刻 午前10時00分  
終了時刻 午前11時40分

### 3. 召集者及び時刻

召集者 会長 小森鉄雄  
議長 会長 小森鉄雄

### 4. 出席委員の番号及び氏名

番号	職名	氏名	出欠別	番号	職名	氏名	出欠別
1	会長	小森鉄雄	出席	8	委員	桂田善昭	出席
2	職務代理者	淡路龍美	出席	9	委員	細田治男	出席
3	委員	山田一達孝	出席	10	委員	齋藤猛	出席
4	委員	安保広政	出席	11	委員	佐々木靖夫	出席
5	委員	佐々木忠久	出席	12	委員	藤原信一	出席
6	委員	田中文雄	欠席	13	委員	安部満	出席
7	委員	市川一	出席	14	委員	細田茂廣	出席

### 5. 欠席委員の番号及び氏名

6番 田中文雄

### 6. 議事日程

日程第1 会期の決定  
日程第2 会議録署名者の指名について  
日程第3 議案第81号 藤里町農用地利用集積計画の決定について  
日程第4 その他

### 7. 議事録署名委員

藤里町農業委員会会議規則第13条2項の規定による議事録署名委員は次のとおり

12番 藤原信一 13番 安部満

### 8. 事務局出席者

事務局長 小山博、庶務係長 佐々木仁志

## 9. 会議の概要は次のとおり

開会 午前10時00分

事務局 定刻でございます。

本日、6番田中文雄委員が都合により欠席でございますが、定足数に達しておりますので、ただいまから第21期第30回藤里町農業委員会総会を開会します。

はじめに、会長からあいさつをお願いします。

議長 おはようございます。

連日の好天で機械もフル回転で稲刈作業がはかどっていることと思います。大型農家であと少し残すところとなった。作柄は予想どおり平年作と思われます。稲刈りが終われば、農地パトロール、種苗交換会と行事が続くことになるがよろしく願います。

また本日の総会に出席いただき心より感謝申し上げます。

本日は、議案が1件ございますので、ご審議のほどお願いします。

それでは、早速報告に入ります。事務局から報告願います。

事務局 (報告事項(1) 9月行事報告・10月行事予定について、事務局から報告。)を報告。

議長 ただいまの報告で、ご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、議事に入ります。

日程第1「会期の決定について」会期は10月7日本日1日限りとします。

日程第2「会議録署名者の指名について」慣例により当職から指名してもご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、12番藤原信一委員、13番安部満委員をお願いします。

日程第3「議案第81号 藤里町農用地利用について」を事務局から説明願います。

事務局 5ページをご覧ください。

議案第81号農業経営基盤強化促進法による利用集積について

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項の申請に伴い、藤里町から農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づく意見を諮問されたのでこれを提出する。平成25年10月7日提出藤里町農業委員会会長小森鉄雄。

1. 農業経営基盤強化促進事業による利用集積の設定総括表は別紙のとおり

平成25年10月7日公告予定分。ということで、賃借権の設定新規が2件です。

賃貸借権の再設定、また、使用貸借権の設定はありませんでした。

所有権移転(秋田県農業公社扱い)は、1件。合計3件の利用権設定が提出されております。

6ページに総括表を添付しております。

6年田新が2件4,259㎡となります。7ページに一覧表を添付しています。一般農家さんへの賃借権の設定になります。

8ページに農業経営基盤強化促進法による所有権移転等の一覧表を添付しています。矢坂字西矢坂7、8、49-1の3筆について、秋田県農業公社、さんへの

売り渡しによる所有権移転になります。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

4番 秋田県農業公社からの売り渡しについて、スーパーL資金を利用していると思うが、何歳まで貸し付け可能か。

事務局 年齢制限はない。農協の転貸なので、農協が後継者・経営の状況を判断し、返済期間内に確実に償還できるのであれば貸付されるようです。

議長 その他、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本件は許可相当としてよろしいですか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、議案第81号は許可相当とします。

議長 続きまして、議事日程第5 その他について

事務局からその他について説明がありますが、長くなるようですので、次第5の協議が終わってから説明をお願いします。

それでは、次第5.協議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局 別冊の協議事項の資料をご覧ください。

(1) 第57回秋田県農業委員大会提出議案について

(2) 平成25年度水稻作況状況調査結果について

(1) について、秋田県農業会議から送付のあった提出議案(案)の内容を事務局から説明した。

(2) について、調査後、委員へ調査結果を郵送して周知しておりますが、結果について確認しご質問・ご意見などがあればお願いしたいと思います。

< (2) の調査結果 >

H25 予想収量 533.21kg、H25 作況指数 101.1

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、次第6.その他に入ります。

その他の案件は5件あります。事務局から説明をお願いします。

事務局 別冊のその他の資料をご覧ください。

(1) 大沢字奥滝の沢52の土地について

9/20 細田委員から無断で盛土している農地があると連絡を受け、現地を確認し、土地所有者、施工業者にお話を伺った結果、当該地を畑地にしたいため、近隣から発生するゼオライトを盛土したようです。このことについて、農業委員の皆さんからご意見を伺いたいと思います。

(2) 農地のあっせん情報の提供について

3名の一般農家から農地あっせん(賃貸借)申出書の提出があったことから、町内認定農業者に対し別紙のとおり農地情報を提供する。

(3) 秋田県農業委員大会・農業委員視察研修会について

別添参加要領のとおり計画した。

2日目の視察研修では、山本地域振興局農林振興普及課から紹介された岩手県雫石町のいわて雫石わさびと手作りアイスクリーム牧舎松ぼっくりの2か所で6次産業に向けた取り組みについて視察研修を予定している。

(4) 農地の有効活用に向けた啓発活動（PR看板設置）の実施について

秋田県農業会議から啓発活動用の看板が3組配布された。設置場所は、農業委員会玄関口、矢坂地区入口、大沢地区入口の3か所を予定している。

(5) 農業委員会広報誌「農委だより藤里」の創刊について

平成25年10月7日付けで別紙のとおり町内全戸に配布したい。

議長 ただいまの説明で、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

(1) について、

9番 この農地は、もともと谷地田で機械などもぬかってしまう田圃です。たまたま近くで採掘されているゼオライトを今回田圃に盛土したようです。この陰にも同じような田圃があります。

4番 知らなかったというのは仕方がないと思うが、ゼオライト等を盛土するのであれば、田圃の表土をはぎ取っておき、ゼオライトを盛土した後にはぎ取った表土を盛土するのが普通と考えるが。

13番 この事業者は二の又でゼオライトの採掘を行っていた業者ですか。

事務局 違います。との関係を確認しましたが、現在の採掘場の所有権は事業者代表に権利があるようです。採掘権は今年9月9日に県の認可を取得しています。

13番 そういう事業者が農地法をわからず、農地に盛土してしまうのは理解しにくい。

事務局 事業者は、昨年まで の下請け会社として現場主体の業者でした。このため、法律関係にうとく土地所有者への説明も不十分になり手続きなしで盛土をしたようです。

2番 町内の農地を盛土して畑として使うのだから私は良い事例だと思う。奥滝の沢地区は山間部に位置する農地で周辺の土地所有者も高齢になり農地の荒廃が心配される地区です。現在、担い手農家も少なく、町内の農地利用集積の状況を見ても平場の集積が主体となっている。山間部の農地は用排水路の管理が困難なため敬遠される傾向にあり、自分で農地の機能を向上させ、畑として活用するのだから、手続きの方法を検討すればよいと思う。

事務局長 最初連絡を受けた時転用違反を疑ったが・・・、最悪、表土を盛土して最低でも1年は転作畑として使えるように整備しなさい。そうすれば今の借人も立場上、耕作放棄対策を行ったことになり通りが良い。という内容で指導した。

というのは、盛土した業者はわからないが、後になればペナルティという意味も兼ねて農地を復元させ、畑地として1年でも農地を利用した後にやはり農地に適さないと判断するのであれば、もう一度きちんとした形で転用の手続きを行うべきと思う。最終的に業者はゼオライト置き場として利用したいし、所有者の了解も得られている。要するに農地を管理する立場上、そのことを省略して一気に転用を認めるのはどうかと思う。

議長 表土に黒土を盛土し畑としての耕作条件を整えたうえで、土地利用を考えているのであれば、事後になるが、田地盛土計画書の提出で対応してもよいと思う。もう一度事業者と土地所有者、耕作者を呼んで今後の農地の利用方法について話し合ってみてください。

議長 その他、なにかご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声)

ないようですので、本日の日程を終了いたします。お疲れ様でした。

午前11時40分閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 25 年 10 月 7 日

藤里町農業委員会会長  
議 長

藤里町農業委員  
署名委員  
(12 番)

藤里町農業委員  
署名委員  
(13 番)